

原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター 及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件確認

令和 4 年 9 月 28 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、現在、原子力災害医療・総合支援センター¹（4 機関）、高度被ばく医療支援センター²（5 機関）及び基幹高度被ばく医療支援センター³（1 機関）（以下「高度被ばく医療支援センター等」という。）に指定されている機関が、引き続き高度被ばく医療支援センター等として「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和 4 年 4 月 6 日全部改正）（以下「指定要件」という。）を満たすことについて、原子力規制庁の確認結果の了承及びその旨を通知することの決定について付議するものである。

2. 経緯

現在の高度被ばく医療支援センター等は、原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の施設要件」（平成 30 年 7 月 25 日全部改正）に基づき、平成 31 年 3 月 13 日に要件の確認等を受けている。

令和 4 年 4 月 6 日に指定要件が改正されたことから、新たな指定要件に基づき、原子力規制庁において、令和 4 年 7 月 6 日から同年 9 月 12 日の期間に、各機関から提出された報告書について書類確認及び現地調査を実施した。

3. 指定要件の確認

書類確認及び現地調査により、各機関が高度被ばく医療支援センター等の指定要件を満たしていることを確認した結果を別紙 1 のとおり取りまとめたので、この確認結果について了承いただきたい。また、確認結果について了承が得られれば、各機関に対し、別紙 2 のとおり通知することを決定していただきたい。

4. 今後の予定

原子力規制委員会にて決定の後、別紙 2 について速やかに通知する。

¹ 国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の 4 機関

² 国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の 5 機関

³ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の 1 機関

<資料一覧>

- 別紙 1 国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に係る指定要件確認結果
- 別紙 2 高度被ばく医療支援センター等の確認結果について（通知）（案）
- 参考 1 高度被ばく医療支援センター等 指定要件確認書
- 参考 2 高度被ばく医療支援センター等に係る業務方針
- 参考 3 原子力災害対策指針（抜粋）
- 参考 4 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件

国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、
国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学及び
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に係る指定要件確認結果

令和 4 年 9 月 14 日
原 子 力 規 制 庁

1. 国立大学法人弘前大学

(1) 確認の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が、国立大学法人弘前大学（以下「報告者 1」という。）から原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（以下「指定要件」という。）に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和 4 年 7 月 4 日付け弘大被第 4－8 号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和 4 年 7 月 4 日付け弘大被第 4－7 号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者 1 は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

(2) 報告の概要

報告者 1 が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』並びに報告者 1 の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

1) 前回申請時（平成 30 年度）からの変更点

ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和 4 年 4 月 6 日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター

で使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

(3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者1が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者1のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

1) 指定要件の改正に伴う変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者1は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための体制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師1名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者1は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体

制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師2名、教育職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的受講している。

(3) ④の A)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、診療放射線技師7名、教育職員1名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについてその実績があることを確認した。

さらに、(4) D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者1は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1) ①、②、③、(3) ①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者1は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1) ①、②、③、(3) ①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者1は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2) ①、②及び(4)について、使用

する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者1は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

2. 公立大学法人福島県立医科大学

(1) 確認の結果

規制庁が、公立大学法人福島県立医科大学（以下「報告者2」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月1日付け4医大病第404号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月1日付け4医大病第404号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者2は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

(2) 報告の概要

報告者2が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』並びに報告者2の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

(3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者2が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者2のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

1) 指定要件の改正に伴う変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者2は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための体制として、医師2名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者2は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として、医師3名、看護師1名、診療放射線技師2名、教育職員1名、薬剤師1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師1名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについてその実績があることを確認した。

さらに、(4)D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を

整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者2は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者2は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者2は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①、②及び(4)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者2は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の

更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

3. 国立大学法人広島大学

(1) 確認の結果

規制庁が、国立大学法人広島大学（以下「報告者3」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月5日付け広大被医セ第22-1号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月5日付け広大被医セ第22-2号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者3は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

(2) 報告の概要

報告者3が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』及び報告者3の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

(3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者3が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者3のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

1) 指定要件の改正に伴う変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者3は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的を受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対して、業務継続計画を整備するための助言等を行う体制として、医師1名、診療放射線技師1名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者3は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師4名、教育職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的を受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師1名、診療放射線技師2名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについて、その実績があることを確認した。

さらに、(4)D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想

定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者3は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者3は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者3は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①、②及び(4)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には、一部保管場所が新設された放射線災害医療研修棟に変更されていること、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者3は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の

更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

4. 国立大学法人長崎大学

(1) 確認の結果

規制庁が、国立大学法人長崎大学（以下「報告者4」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月4日付け長大原戦第0024号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月4日付け長大原戦第0025号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者4は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

(2) 報告の概要

報告者4が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』並びに報告者4の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

(3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者4が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者4のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

1) 指定要件の改正に伴う変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者4は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための体制として、医師1名、看護師1名、診療放射線技師1名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者4は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行えることができる体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として医師4名、看護師1名、教育職員4名、技術職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師2名、診療放射線技師2名、事務職員1名を配置している。また、B)の項目について立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについて、その実績があることを確認した。

さらに、(4)D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援

センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者4は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者4は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者4は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①、②及び(4)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には一部資機材等の保管場所が新設された被ばく医療総合研修センターに変更されていること、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者4は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

5. 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

(1) 確認の結果

規制庁が、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「報告者5」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「高度被ばく医療支援センター」及び「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月4日付け令04量研（放）017）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者5は高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

2. 報告の概要

報告者5が提出した『「高度被ばく医療支援センター」及び「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』及び報告者5の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

(1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

3. 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者5が提出した『「高度被ばく医療支援センター」及び「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者5のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

(1) 指定要件の改正に伴う変更

ア. 高度被ばく医療支援センター

報告者5は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち、新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として、医師4名、看護師2名、診療放射線技師2名、研究職員8名、技術職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師1名、看護師1名、診療放射線技師2名、技術者3名、研究者2名、事務職2名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについて、その実績があることを確認した。

なお、(4)D)、E)、F)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施していること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 基幹高度被ばく医療支援センター

報告者5は、基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(2)①のA)の項目について、重篤な被ばく患者に対して、診療を提供できる体制として、医師5名、看護師2名、診療放射線技師2名、技術職員1名を配置している。また、B)の項目について、アルファ核種等による高度専門的な線量評価(バイオアッセイ法、染色体分析等)を実施できる体制として、研究職員12名、技術職員1名を配置している。

(2)②のA)の項目について、高度被ばく医療支援センターで提供される診療に協力できる体制として、医師4名、看護師2名、診療放射線技師2名、技術職員2名を配置している。また、B)の項目について、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに対して

専門的助言を提供できる体制として、医師2名を配置している。

(2) ③の A)の項目について、重篤な被ばく患者に対する高度専門的な診療に関する知識及び技能を有する医師を1名以上配置することとして、医師2名を配置している。また、B)の項目について、重篤な被ばく患者に対する線量評価(バイオアッセイ法、染色体分析等)の知識及び技能を有する専門人材を1名以上配置することとして、13人配置している。

(2) ④の A)の項目について、重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究を行う体制を有していることとして、医師4名、研究職員12名、技術職員1名を配置している。また、B)の項目について、重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に対応できる高度専門人材の確保、育成を行う体制を有していることとして、医師4名、看護師2名、診療放射線技師2名、研究職員6名、技術職員2名を配置している。

(3)の項目について、アクチニドを含む重篤な被ばく線量評価(特に内部被ばく)のために必要な機器及び資機材を有することを確認した。

(4) ①の D)の項目について、立地道府県等又は拠点病院が行う原子力災害医療に関する基礎的な研修や実践的な研修及び原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センターが行う高度専門的な研修カリキュラムや資料の作成・見直し並びにこれらの研修を行う講師の養成等の支援を行う体制を有することとして、医師3名、看護師2名、診療放射線技師2名、研究職員5名、技術職員1名を配置している。また、E)の項目について、作成したカリキュラム、資料等について、拠点病院等に提供できる体制として、具体的な提供方法を確認した。

なお、(5) A)、B)、C)の項目について、高度被ばく医療支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施していること、基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

(2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

ア. 高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1) ①、②、③、(3) ①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 基幹高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(2)①、②、③、④、(4)①の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

(3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

ア. 高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の更新、校正に伴う資機材等の変更があるとしている。

具体的には、一部資機材等の保管場所が新設された高度被ばく医療線量評価棟に変更されていること、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正していることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 基幹高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(3)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う資機材等の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

(案)

原規放発第 号
令和 4 年 月 日

国立大学法人弘前大学
学長 福田 眞作 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子力災害医療・総合支援センターの確認結果について（通知）

令和 4 年 7 月 4 日付け弘大被第 4 - 8 号で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立大学法人弘前大学
学長 福田 眞作 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

高度被ばく医療支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月4日付け弘大被第4-7号で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子力災害医療・総合支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月1日付け4医大病第404号で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

高度被ばく医療支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月1日付け4医大病第404号で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立大学法人広島大学
学長 越智 光夫 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子力災害医療・総合支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月5日付け広大被医セ第22-1号で報告のあった確認事項について、指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立大学法人広島大学
学長 越智 光夫 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

高度被ばく医療支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月5日付け広大被医セ第22-2号で報告のあった確認事項について、指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立大学法人長崎大学
学長 河野 茂 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子力災害医療・総合支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月4日付け長大原戦第0024号で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立大学法人長崎大学
学長 河野 茂 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

高度被ばく医療支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月4日付け長大原戦第0025号で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
理事長 平野 俊夫 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

高度被ばく医療支援センター確認結果について（通知）

令和4年7月4日付け令04量研(放)017で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(案)

原規放発第 号
令和4年 月 日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
理事長 平野 俊夫 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

基幹高度被ばく医療支援センターの確認結果について（通知）

令和4年7月4日付け令04量研（放）017で報告のあった確認事項について、
指定要件を満たしていることを確認したので通知する。

(様式第2)

【2回目以降】

「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認書

整理番号 原-1

ふりがな	こくりつだいがくほうじんひろさきだいがく
施設名	国立大学法人弘前大学
災害拠点病院の指定状況	基幹災害拠点病院
救急医療機関の指定状況	3次救急医療機関（救命救急医療センター、高度救命救急センター等）
旧被ばく医療機関の指定状況	二次被ばく医療機関

【凡例】
 ○：必須項目
 △：指定後速やかに満たす必要がある項目
 -：必要に応じて満たす必要がある項目

項目	新規申請時	2回目以降	確認項目	別添資料番号	申請	確認結果	備考						
(1) 医療体制等													
①診療機能等	○	○	汚染の有無にかかわらず、多発外傷、症候群、広範囲外傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有している	診療	○	○	/						
			被ばく傷病者等に対して、検量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有している										
			救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者が連携して対応できる体制を有している										
	②原子力災害拠点病院等との医療連携	○	○	原子力災害拠点病院等へ原子力災害医療派遣チーム等を派遣できる体制を有している	医療連携①	○	○	2チーム					
				原子力災害拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有している	医療連携②	○	○	/					
	③医療従事者等の配置	施設管理者	○	施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等を受講している	医療①	○	○	/					
				中核人材	○	○	○	○	/				
		医師	○	○	高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修を受講した者を配置している	医療②	○	○	/				
				○	救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療③	○	○	5人				
				○	被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療④	○	○	3人				
				○	救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置している	医療⑤	○	○	14人				
				○	放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置している	医療⑥	○	○	9人				
○				検量評価について基礎的な知識を有し、検量評価の専門家の指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う医師を有する者を1名以上配置している	医療⑦	○	○	8人					
医師以外		○	○	除染措置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑧	○	○	10人					
			○	原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要となる人員を確保している	医療⑨	○	○	11人					
			○	平時から、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要となる人員を確保している	医療⑩	○	○	12人					
			○	平時から、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要となる人員を確保している	医療⑩	○	○	/					
(2) 施設、設備等													
①施設	受入体制	○	○	除染を行うために必要な除染室を有している	施設①	○	○	3人分					
			○	被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有している	施設②	○	○	4人分					
			○	被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有している	施設③	○	○	8人分					
			○	教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有している	施設④	○	○	370人					
			※災害拠点病院に指定されていない場合は記載すること（指定されている場合は省略可）	-	-	耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設を有している	施設⑤	災害	/				
			-	-	自家発電機等及び3日分程度の燃料を有している	施設⑥	災害	/					
	②設備、備品等	個人防護	○	○	医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有している	設備等①	○	○	/				
				○	処置等を行っている場所の検量評価のために必要な放射線測定器を有している	設備等②	○	○	/				
				○	体表面汚染の検量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等③	○	○	/				
				○	内部被ばくの検量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等④	○	○	/				
				○	被ばく医療に必要な設備及び医薬品を有している	設備等⑤	○	○	/				
				○	除染するために必要な資機材を有している	設備等⑥	○	○	/				
③教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	○	○	○	汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備を有している	設備等⑦	○	○	/					
			○	災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有している	設備等⑧	○	○	/					
			○	被災地以外からの「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整に必要な設備を有している	設備等⑨	○	○	/					
			○	原子力災害拠点病院等との通信ネットワーク設備を有している	設備等⑩	○	○	/					
			○	確実な派遣実施のため、被災地からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有している	設備等⑪	○	○	/					
			○	確実な派遣実施のため、被災地からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有している	設備等⑪	○	○	/					
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等													
①教育研修	○	△	△	自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的に実施する体制を有している	研修①	○	○	/					
			△	自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的に実施している									
			△	高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的に受講させる体制を有している									
	②訓練	○	△	△	高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的に受講している	研修②	○	○	/				
				△	自施設の原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行う体制を有している								
				△	自施設の原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行っている								
				○	自施設において、定期的に派遣調整訓練を行う体制を有している					訓練①	○	○	/
				△	自施設において、定期的に派遣調整訓練を行っている					訓練②	○	○	/
				○	原子力災害拠点病院等からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練や業務継続計画に基づく訓練に対して、助言又は指導を行う体制を有している					訓練③	○	○	/
	△	原子力災害拠点病院等からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練や業務継続計画に基づく訓練に対して、助言又は指導を行っている											
	○	国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加する体制を有している											
	③全国ネットワークの構築	○	△	△	国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加している	ネットワーク	○	○	/				
○				関係医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関する者による情報交換のための会合を定期的に開催又は協力する体制を有している									
○				関係医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関する者による情報交換のための会合を定期的に開催又は協力している									
○				原子力災害拠点病院等の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築する体制を有している									
△				原子力災害拠点病院等の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築している									
○				高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、検量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力する体制を有している									
④原子力災害拠点病院等に対する支援	○	△	△	高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、検量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力している	支援①	○	○	/					
			○	原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修体制を有している									
			○	原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修を行っている									
			○	地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等を行う体制を有している					支援②	○	○	/	
			△	地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等を行っている					支援③	○	○	/	
			○	原子力災害拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための助言等を行う体制を有している									
(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等													
①派遣チーム委員の配置	○	○	○	医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療派遣チームを編成している	医療連携①	○	○	/					
			○	災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有している。また、放射線防護員は、放射線測定に関する技術を有している									
			○	放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の検量評価等に関する知識を有する者を配置している									
			○	救急医療及び災害医療に必要な資機材を有している									
②派遣チームの装備	○	○	○	放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等を有している	派遣・装備②	○	○	/					
			○	原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有している	設備等⑫	○	○	/					
(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整													
派遣調整体制	○	○	○	原子力災害時に、原子力災害が発生した立地道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う体制を有している	派遣調整	○	○	/					
			○	原子力災害時に、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有している									
			○	平時においては、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有している									
(6) その他													
その他	○	○	○	原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により専門家を選派する体制を有している	その他①	○	○	/					
			○	原子力災害に対応できる業務継続計画を整備している									
			○	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること					その他②	○	○	/	
			○	原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定している					その他③	○	○	/	

【2回目以降】 「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書

ふりがな: こくりつだいがくほうじんひろききだいがく
施設名: 国立大学法人弘前大学
災害拠点病院の指定状況: 基幹災害拠点病院
救急医療機関の指定状況: 3次救急医療機関 (救命救急医療センター、高度救命救急センター等)
旧被ばく医療機関の指定状況: 二次被ばく医療機関 (県指定)

【凡例】
○: 必須項目
△: 指定後速やかに満たす必要がある項目
-: 必要に応じて満たす必要がある項目

Main table with columns: 項目, 新規申請時, 2回目以降, 確認項目, 別添資料番号, 申請, 確認結果, 備考. Contains sections (1) 医療体制等, (2) 施設・設備等, (3) 教育研修・訓練の実施、関係機関への支援体制等, (4) その他.

ふりがな	こうりつだいがくほうじんふくしまけんりついかだいがく
施設名	公立大学法人福島県立医科大学
災害拠点病院の指定状況	基礎災害拠点病院
救急医療機関の指定状況	3次救急救急医療機関(救命救急医療センター、高度救命救急センター等)
日被ばく医療機関の指定状況	二次被ばく医療機関

【凡例】
 ○：必須項目
 △：指定後速やかに満たす必要がある項目
 -：必要に応じて満たす必要がある項目

項目	新規申請時	2回目以降	確認項目	別添資料番号	申請	確認結果	備考	
(1) 医療体制等								
①診療機能等	○	○	汚染の有無にかかわらず、多発外傷、髄液症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有している		○	○		
	○	○	被ばく傷病者等に対して、検量測定、除染処理を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有している		○	○		
	○	○	救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要とされる被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有している		○	○		
②原子力災害拠点病院等との医療連携	○	○	原子力災害拠点病院等へ原子力災害医療連携チーム等を派遣できる体制を有している	医療連携①	○	○	2チーム	
	○	○	原子力災害拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有している	医療連携②	○	○		
③医療従事者等の配置	施設管理者	○	施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等を受講している	医療①	○	○		
	中核人材	○	高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修を受講した者を配置している	医療②	○	○		
		○	救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療③	○	○	4人	
	医師	○	被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療④	○	○	2人	
		○	救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置している	医療⑤	○	○	3人	
		○	放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置している	医療⑥	○	○	3人	
	医師以外	○	検量評価について基礎的な知識を有し、検量評価の専門家から指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う技術者を1名以上配置している	医療⑦	○	○	6人	
		○	除染措置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑧	○	○	10人	
		○	原子力災害医療連携チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員を確保している	医療⑨	○	○	8人	
		○	平時から、原子力災害拠点病院、原子力災害医療連携チームの情報等を収集し、関係者と情報共有のために必要な人員を確保している	医療⑩	○	○	5人	
(2) 施設、設備等								
①施設	受入体制	○	除染を行うために必要な除染室を有している	施設①	○	○	2人分	
		○	被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有している	施設②	○	○	1人分	
		○	被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有している	施設③	○	○	2人分	
		○	教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有している	施設④	○	○	660人	
		○	耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設を有している	施設⑤	○	○		
	※災害拠点病院に指定されていない場合は記載すること(指定されている場合は省略可)	-	-	自家発電機等及び3日程度の燃料を有している	施設⑥	○	○	
		-	-	適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定等を有している	施設⑦	○	○	
		-	-	病院敷地内へのリフト等の避難経路又は病院近接地において非常時に使用可能な避難経路を有している	施設⑧	○	○	
		-	-	救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等を有している	設備等①	○	○	
		-	-	医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有している	設備等②	○	○	
②設備、備品等	個人防護	○	検量等を行っている場所の検量評価のために必要な放射線測定器を有している	設備等③	○	○		
		○	体表汚染の検量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等④	○	○		
		○	内部被ばくの検量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等⑤	○	○		
	医薬品等	○	被ばく医療に必要な設備及び医薬品を有している	設備等⑥	○	○		
		○	除染するために必要な資機材を有している	設備等⑦	○	○		
	汚染管理	○	汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備を有している	設備等⑧	○	○		
		○	災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有している	設備等⑨	○	○		
	設備等	○	被災地域以外からの「原子力災害医療連携チーム」の派遣調整に必要な設備を有している	設備等⑩	○	○		
		○	原子力災害拠点病院等の通信ネットワーク設備を有している	設備等⑪	○	○		
	○	確実な派遣実施のため、被災地域からの通信可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有している	設備等⑫	○	○			
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等								
①教育研修	○	○	自施設の全職員(医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等)に対する教育研修を定期的に実施する体制を有している	研修①	○	○		
	△	○	自施設の全職員(医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等)に対する教育研修を定期的に実施している	研修②	○	○		
	○	○	高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的に受講させる体制を有している	研修③	○	○		
②訓練	○	○	高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的に受講している	研修④	○	○		
	○	○	自施設の原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行う体制を有している	訓練①	○	○		
	△	○	自施設の原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行っている	訓練②	○	○		
	○	○	自施設において、定期的に派遣調整訓練を行う体制を有している	訓練③	○	○		
	△	○	自施設において、定期的に派遣調整訓練を行っている	訓練④	○	○		
	○	○	原子力災害拠点病院等からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練や業務継続計画に基づく訓練に対して、助言又は指導を行う体制を有している	訓練⑤	○	○		
	△	○	原子力災害拠点病院等からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練や業務継続計画に基づく訓練に対して、助言又は指導を行っている	訓練⑥	○	○		
	○	○	国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加する体制を有している	訓練⑦	○	○		
	△	○	国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加している	訓練⑧	○	○		
	○	○	関係医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合を定期的に開催又は協定する体制を有している	ネットワーク	○	○		
③全国ネットワークの構築	△	○	関係医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合を定期的に開催又は協定している	ネットワーク	○	○		
	○	○	原子力災害拠点病院等の原子力災害医療連携チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築する体制を有している	ネットワーク	○	○		
	△	○	原子力災害拠点病院等の原子力災害医療連携チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築している	ネットワーク	○	○		
④原子力災害医療連携チームに対する支援	○	○	高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、検量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力している	支援①	○	○		
	○	○	原子力災害医療連携チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療連携チームの構成員を養成するための研修等を行っている	支援②	○	○		
	△	○	原子力災害医療連携チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療連携チームの構成員を養成するための研修を行っている	支援③	○	○		
	○	○	地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等を行う体制を有している	支援④	○	○		
	△	○	地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等の支援を行っている	支援⑤	○	○		
	○	○	原子力災害拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための助言等を行う体制を有している	支援⑥	○	○		
(4) 原子力災害医療連携チームの配備等								
①派遣チーム委員の配置	○	○	医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護委員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療連携チームを構成している	医療連携①	○	○		
	○	○	災害医療の知識及び技能に加え、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有している また、放射線防護委員は、放射線測定に関する技術を有している	医療連携②	○	○		
	○	○	放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の検量評価等に関する知識を有する者を配置している	医療連携③	○	○		
②派遣チームの装備	○	○	救急医療及び災害医療に必要な資機材を有している	派遣・装備①	○	○		
	○	○	放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等を有している	派遣・装備②	○	○		
○	○	原子力災害医療連携チームの派遣に必要な車両を有している	設備等⑫	○	○			
(5) 原子力災害医療連携チームの派遣調整								
派遣調整体制	○	○	原子力災害時において、原子力災害が発生した立地道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療連携チームの派遣調整を行う体制を有している	派遣調整	○	○		
	○	○	原子力災害時において、原子力災害医療連携チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有している	派遣調整	○	○		
	○	○	平時においては、原子力災害拠点病院、原子力災害医療連携チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有している	派遣調整	○	○		
(6) その他								
その他	○	○	原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により専門家派遣する体制を有している	その他①	○	○		
	○	○	原子力災害に対応できる業務継続計画を整備している	その他②	○	○		
	○	○	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること	その他③	○	○		
○	○	原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定している	その他④	○	○			

(様式第2)

【2回目以降】 「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書

整理番号 高-2

Table with 2 columns: 施設名 (Public University Hospital) and 指定状況 (Designation Status).

【凡例】
○: 必須項目
△: 指定後速やかに満たす必要がある項目
-: 必要に応じて満たす必要がある項目

Main table with columns: 項目 (Item), 新規申請時2回目以降 (New application/2nd time onwards), 確認項目 (Confirmation items), 別添資料番号 (Attachment numbers), 申請 (Application), 確認結果 (Confirmation result), 備考 (Remarks).

【2回目以降】 「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認書

整理番号 原-4

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Items include 名称 (Name), 災害拠点病院の指定状況 (Designation status of disaster base hospital), 緊急医療機関の指定状況 (Designation status of emergency medical institution), and 日被ばく医療機関の指定状況 (Designation status of irradiation medical institution).

【凡例】
○：必須項目
△：指定後速やかに満たす必要がある項目
-：必要に応じて満たす必要がある項目

Main table for confirmation. Columns: 項目 (Item), 新規申請時2回目以降 (New application/2nd time or later), 確認項目 (Confirmation item), 別添資料番号 (Attachment number), 申請 (Application), 確認結果 (Confirmation result), 備考 (Remarks). Rows are categorized into (1) 医療体制等 (Medical system), (2) 施設、設備等 (Facilities, equipment), (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 (Education, training, support), (4) 原子力災害医療派遣チームの配置等 (Dispatch team configuration), and (5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整 (Dispatch adjustment).

(様式第2)

【2回目以降】	「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書
---------	------------------------

整理番号	高 - 5
------	-------

ふりがな	こくりつだいがくほうじんひろしまだいがく
施設名	国立大学法人広島大学
災害拠点病院の指定状況	地域災害拠点病院
緊急医療機関の指定状況	3次救急救急医療機関(救命救急医療センター、高度救命救急センター等)
旧被ばく医療機関の指定状況	三次被ばく医療機関(国指定)

【凡例】
○：必須項目
△：指定後速やかに満たす必要がある項目
-：必要に応じて満たす必要がある項目

項目	新規申請時	2回目以降	確認項目	別添資料番号	申請	確認結果	備考			
(1) 医療体制等										
①診療機能等	○	○	汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有している	診療	○	○				
			被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有している							
			救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有している							
			長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有している							
			除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有している							
②原子力災害拠点病院等との医療連携	○	○	原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有している	医療連携①	○	○	14人			
			原子力災害拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価を提供できる体制を有している	医療連携②	○	○				
③医療従事者等の配置	○	○	施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等を受講している	医療①	○	○				
			医師	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療②	○	○	13人		
			医師以外	除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療③	○	○	12人		
			放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置している	医療④	○	○	11人			
			線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑤	○	○	17人			
	○	○	除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑥	○	○	21人			
(2) 施設、設備等										
①施設	○	○	除染を行うために必要な除染室を有している	施設①	○	○	4人分			
			被ばく傷病者等に対して救急処置を行う処置室を有している	施設②	○	○	4人分			
			被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有している	施設③	○	○	6人分			
			被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室を有している							
			急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室を有している							
			教育研修、訓練の実施に必要な施設を有している	施設④	○	○	178人			
			※災害拠点病院に指定されている場合は省略可	-	-	耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設を有している	施設⑤	災害		
				-	-	自家発電機等及び3日分程度の燃料を有している	施設⑥	災害		
				-	-	適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定等を有している	施設⑦	災害		
				-	-	病院敷地内のヘリコプターの降着降揚又は病院近接地において非常時に使用可能な降着降揚を有している	施設⑧	災害		
	-	-	救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等を有している	設備等①	災害					
②設備、備品等	○	○	個人防護	医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有している	設備等②	○	○			
			線量評価	処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有している	設備等③	○	○			
				体表汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等④	○	○			
				内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有している	設備等⑤	○	○			
				内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有している						
				アクチドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有している						
			生物学的線量評価のための機器及び資機材を有している	設備等⑥	○	○				
			医薬品等	○	○	被ばくの診療に必要な設備及び医薬品を有している	設備等⑦	○	○	
			除染	○	○	除染するために必要な資機材を有している	設備等⑧	○	○	
			汚染管理	○	○	汚染した衣服や資機材、洗浄水等を同時に保管できる設備を有している	設備等⑨	○	○	
通信手段	○	○	災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有している	設備等⑩	○	○				
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等										
①教育研修	○	○	原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行う体制を有している	研修①	○	○				
			△					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行っている		
			○					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行う体制を有している		
			△					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行っている		
			○					立地道府県等、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行う体制を有している		
			△					立地道府県等、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行っている		
			○					基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制を有している		
			△					基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力している		
			○					高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させる体制を有している		
			△					高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させている		
②訓練	○	○	(自施設の) 原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行う体制を有している	訓練①	○	○				
			△					(自施設の) 原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行っている		
			○					原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行う体制を有している		
			△					原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行っている		
			○					国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加する体制を有している		
△	国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加している									
③専門家ネットワークの構築	○	○	被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築する体制を有している	ネットワーク	○	○				
			△					被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築している		
			○					放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築する体制を有している		
			△					放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築している		
			○					専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催(基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力)する体制を有している		
			△					専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催(基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力)している		
			○					原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合に協力する体制を有している		
			△					原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合に協力している		
			-					-	基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている	
			○					△	甲府被ばく線量モニタリングの測定委員の派遣調整を行うことができる体制を有している	連携
○	△	甲府被ばく線量モニタリングの測定委員の派遣調整を行うことができる								
○	△	立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する体制を有している								
○	△	立地道府県等が行う原子力災害対策に協力している								
(4) その他										
その他	○	○	原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療や線量評価に関する専門家を派遣する体制を有している	その他①	○	○				
			○	関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集を行うことができる	その他②	○	○			
			○	内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われている	その他③	○	○			
			○	原子力災害に対応できる業務継続計画を整備している	その他④	○	○			
			○	○	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること	その他⑤	○	○		
○	○	高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定している								

【2回目以降】 「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認書

整理番号 原-3

ふりがな: こくりつだいがくほうじんがさきだいがく
施設名: 国立大学法人長崎大学
災害拠点病院の指定状況: 基幹災害拠点病院
緊急医療機関の指定状況: 3次救急救急医療機関(救命救急医療センター、高度救命救急センター等)
日被ばく医療機関の指定状況: 二次被ばく医療機関(県指定)

【凡例】
○: 必須項目
△: 指定後速やかに満たす必要がある項目
-: 必要に応じて満たす必要がある項目

Main table with columns: 項目, 新規申請時, 2回目以降, 確認項目, 別添資料番号, 申請, 確認結果, 備考. Contains sections (1) 医療体制等, (2) 施設、設備等, (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等, (4) 原子力災害医療派遣チームの配置等, (5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整, (6) その他.

(様式第2)

【2回目以降】	「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書
---------	------------------------

整理番号	高-4
------	-----

ふりがな	こくりつだいがくほうじんがきだいがく
施設名	国立大学法人長崎大学
災害拠点病院の指定状況	基幹災害拠点病院
救急医療機関の指定状況	3次救急救急医療機関(救命救急医療センター、高度救命救急センター等)
旧被ばく医療機関の指定状況	二次被ばく医療機関(県指定)

【凡例】
○：必須項目
△：指定後速やかに満たす必要がある項目
-：必要に応じて満たす必要がある項目

項目	新規申請時	2回目以降	確認項目	別添資料番号	申請	確認結果	備考		
(1) 医療体制等									
①診療機能等	○	○	汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有している	診療	○	○			
			被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有している						
			救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有している						
			長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有している						
			除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有している						
②原子力災害拠点病院等との医療連携	○	○	原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有している	医療連携①	○	○	12人		
			原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価を提供できる体制を有している	医療連携②	○	○			
③医療従事者等の配置	○	○	施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等を受講している	医療①	○	○			
			医師	○	○	○	8人		
			○	○	○	5人			
			医師以外	○	○	○	11人		
④施設、設備等	○	○	放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置している	医療③	○	○	10人		
			線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療④	○	○	11人		
			除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑤	○	○			
			放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置している	医療⑥	○	○			
			線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置している	医療⑦	○	○			
①施設	○	○	除染を行うために必要な除染室を有している	施設①	○	○	3人分		
			被ばく傷病者等に対して救急処置を行う処置室を有している	施設②	○	○	3人分		
			被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有している	施設③	○	○	7人分		
			被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有している						
			急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有している	施設④	○	○	744人		
			教育研修、訓練の実施に必要な施設を有している						
	茶室等	-	-	耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設を有している	施設⑤	災害	○	○	
	自家発電機等及び3日分程度の燃料を有している	施設⑥	災害	○	○				
	適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定等を有している	施設⑦	災害	○	○				
	病院敷地内のヘリコプターの降着降揚又は病院近接地において非常時に使用可能な降着降揚を有している	施設⑧	災害	○	○				
	救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等を有している	設備等①	災害	○	○				
	個人防護	○	○	医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有している	設備等②	○	○		
	線量評価	○	○	処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有している	設備等③	○	○		
体表汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有している				設備等④	○	○			
内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有している				設備等⑤	○	○			
内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有している									
アクチドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有している									
生物学的線量評価のための機器及び資機材を有している	設備等⑥	○	○						
医薬品等	○	○	被ばくの診療に必要な設備及び医薬品等を有している	設備等⑦	○	○			
除染	○	○	除染するために必要な資機材を有している	設備等⑧	○	○			
汚染管理	○	○	汚染した衣服や資機材、洗浄水等を同時に保管できる設備を有している	設備等⑨	○	○			
通信手段	○	○	災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有している	設備等⑩	○	○			
(2) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等									
①教育研修	○	○	原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行う体制を有している	研修①	○	○			
			△					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行っている	
			○					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行う体制を有している	
			△					原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行っている	
			○					立地道府県等、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行う体制を有している	
			△					立地道府県等、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行っている	
			○					基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制を有している	
			△					基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力している	
			○					高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させる体制を有している	
			△					高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させている	
②訓練	○	○	(自施設の) 原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行う体制を有している	訓練①	○	○			
			△					(自施設の) 原子力災害に関する職員に対し、定期的に訓練を行っている	
			○					原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行う体制を有している	
			△					原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行っている	
訓練②	○	○	国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加する体制を有している	○	○				
			△				国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加している		
③専門家ネットワークの構築	○	○	被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築する体制を有している	ネットワーク	○	○			
			△					被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築している	
			○					放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築する体制を有している	
			△					放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築している	
			○					専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催(基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力)する体制を有している	
			△					専門家との情報交換等のための会合を定期的に開催(基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力)している	
			○					原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合に協力する体制を有している	
△	原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関する者による情報交換等のための会合に協力している								
ネットワーク(参考)	○	○	基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている	○	○				
④立地道府県等との連携	○	○	甲狀腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制を有している	連携	○	○			
			△					甲狀腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる	
			○					立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する体制を有している	
			△					立地道府県等が行う原子力災害対策に協力している	
(3) その他									
その他	○	○	原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療や線量評価に関する専門家を派遣する体制を有している	その他①	○	○			
			○	関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集を行うことができる	その他②	○	○		
			○	内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われている	その他③	○	○		
			○	原子力災害に対応できる業務継続計画を整備している	その他④	○	○		
			○	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること	その他⑤	○	○		
○	高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定している	○	○						

(様式第2)

【2回目以降】 「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書

整理番号 高-3

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Items include 施設名 (Facility Name), 災害拠点病院の指定状況 (Designation of Disaster Base Hospital), 救急医療機関の指定状況 (Designation of Emergency Medical Institution), and 旧被ばく医療機関の指定状況 (Designation of Formerly Designated Medical Institution).

【凡例】
○：必須項目
△：指定後速やかに満たす必要がある項目
-：必要に応じて満たす必要がある項目

Main table for confirmation requirements. Columns include 項目 (Item), 新規申請時/2回目以降 (New Application/2nd Time Onwards), 確認項目 (Confirmation Item), 別添資料番号 (Attachment Number), 申請 (Application), 確認結果 (Confirmation Result), and 備考 (Remarks). Rows are categorized into (1) 医療体制等 (Medical System), (2) 施設、設備等 (Facilities and Equipment), and (3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等 (Education, Training, and Support for Related Organizations).

(様式第3)

【2回目以降】	「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認書
---------	--------------------------

整理番号	基 - 1
------	-------

ふりがな	こくりつけんきゅうかいはつほうじんりょうしかがくじゅつけんきゅうかいはつきこう
施設名	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
災害拠点病院の指定状況	指定無し
救急医療機関の指定状況	指定無し
旧被ばく医療機関の指定状況	三次被ばく医療機関(国指定)

【凡例】
 ○：必須項目
 △：指定後速やかに満たす必要がある項目

項目	新規申請時	2回目以降	確認項目	別添資料番号	申請	確認結果	備考
(1) 基本的な要件							
高度被ばく医療支援センター	○	○	(様式第2のとおり) 高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている	基本	○	○	
(2) 医療体制等							
①診療機能等	○	○	重篤な被ばく患者に対して、診療を提供できる体制を有している	診療①	○	○	
	○	○	アルファ核種等による高度専門的な線量評価(バイオアッセイ法、染色体分析等)を実施できる体制を有している	診療②	○	○	
②高度被ばく医療支援センター等との連携	○	○	高度被ばく医療支援センターで提供される診療に協力できる体制を有している	医療連携①	○	○	
	○	○	原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに対して専門的助言を提供できる体制を有している	医療連携②	○	○	2人
③医療従事者の配置	○	○	重篤な被ばく患者に対する高度専門的な診療に関する知識及び技能を有する医師を1名以上配置している	医療①	○	○	2人
	○	○	重篤な被ばく患者に対する線量評価(バイオアッセイ法、染色体分析等)の知識及び技能を有する専門人材を1名以上配置している				13人
④研究開発及び人材育成	○	○	重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究を行う体制を有している	医療②	○	○	
	○	○	重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に対応できる高度専門人材の確保、育成を行う体制を有している	医療③	○	○	
(3) 施設、設備等							
機器、資機材等	○	○	アクチニドを含む重篤な被ばく線量評価(特に内部被ばく)のために必要な機器及び資機材を有している	設備等	○	○	
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等							
①教育研修	○	○	アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価等の高度専門的な教育研修を提供できる体制を有している	研修①	○	○	
	△	○	原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を定期的に実施している				
	○	○	原子力災害医療に関する研修情報等を一元管理するとともに、そのための事務局を有している	研修②	○	○	
	○	○	立地道府県等又は原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療に関する基礎的な研修や実践的な研修及び原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センターが行う高度専門的な研修カリキュラムや資料の作成・見直し並びにこれらの研修を行う講師の養成等の支援を行う体制を有している	研修③	○	○	
	○	○	作成したカリキュラム、資料等について、原子力災害拠点病院等に提供できる体制を有している	研修④	○	○	
②専門家ネットワークの構築	△	○	放射線防護対策や線量評価等に関する専門家との全国的な連携、協力体制を平時から構築し、情報交換のための会合を定期的に開催している	連携	○	○	
(5) その他							
その他	○	○	原子力災害に対応できる業務継続計画を整備している	その他①	○	○	
	○	○	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること				
	○	○	基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定している	その他②	○	○	

(申請施設名：国立大学法人弘前大学)
業務方針 [2022 年度]

1. 作成者（担当）

部	署	放射線安全総合支援センター
事業責任者		センター長 柏倉 幾郎
事務担当		事務局長 亀谷 禎清

2. 業務方針

- 原子力災害時の学内における対応体制の維持，強化
 - ・業務継続計画（BCP）及び関係各部署の初動・対応マニュアルの適切な整備や定期的な訓練等においてマニュアル内容を検証し，見直し作業の恒常化に努める。
 - ・原子力災害医療体制に資する人材の積極的な育成を図り，原子力を含む災害対応をより強固にすべく努める。

- 中心的・先導的な役割の発揮
 - ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとして，重篤な被ばく・汚染傷病者への迅速かつ適切な医療提供に資する人材（原子力災害拠点病院を支援する原子力災害医療派遣チーム要員を含む。），線量評価体制，資機材整備に努める。

- 人材育成への貢献に向けた取組
 - ・全国及び原子力災害医療・総合支援センター担当地域における原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関に対し，原子力災害医療に関する種々の研修の提供，周知を徹底することに努める。

- 道府県，他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院等との連携構築
 - ・全国及び原子力災害医療・総合支援センター担当地域における自治体，原子力災害拠点病院，原子力災害医療協力機関等とのネットワーク形成に努める。
 - ・他の高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との密な連携に努める。

- ・北海道・青森・宮城 3 道県の原子力防災訓練における原子力災害医療派遣チームの相互派遣を提案し，県域，海を跨いだ原子力防災訓練の実施と実災害時に即した対応を強

化していく。

・青森県に位置する原子燃料サイクル施設について、商業用原子力発電所とは異なる特徴的な事故想定を踏まえた原子力防災訓練を実施し、地域の特徴に応じた原子力防災体制構築に取り組む。

○原子力災害医療に関する情報発信

・関連省庁及び両支援センター関連の会議体で示される情報について、全国及び原子力災害医療・総合支援センター担当地域の自治体等への適切な情報発信に努める。

・原子力災害医療に関係する科学的・教育学的な新知見や、規制に係る技術や情報について、関連する専門学会等での積極的な情報発信に努める。

(申請施設名: 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 高度被ばく医療支援センター/
原子力災害医療・総合支援センター) 業務方針[2022年度]

1. 作成者(担当)

部	署	災害医療部
事業責任者		事務部長 安達 豪希
事務担当		主任主査 堀越 奈穂子

2. 業務方針

<p>【原子力災害医療・総合支援センター】</p> <p>福島事故の経験と反省を踏まえ、以下の方針で業務運営を行う。</p> <p>1 地域や全国の拠点病院等との連携及び協力体制強化</p> <p>平時から担当県及び担当県の拠点病院等の担当者との打合せ等を行うとともに、地域原子力災害医療連携推進協議会や全国原子力災害医療連携推進協議会の場で情報交換等を行う。</p> <p>2 原子力災害医療派遣チームの編成</p> <p>各種専門研修の受講により自施設の構成員を育成するとともに、確保した構成員の技能維持に努める。</p> <p>3 原子力災害医療派遣チーム構成員の養成</p> <p>各年度、担当県(新潟、福島、茨城、神奈川、静岡)毎に各1回、当該県の原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関合同の原子力災害医療派遣チーム研修を実施(受講者:各回20名想定)し、計画的な構成員の養成に努める。</p> <p>4 立地道府県の原子力災害医療調整官に対する専門的助言等の支援</p> <p>各立地道府県の原子力防災訓練等の機会に実践的な助言を行い、有事に備える。</p> <p>【高度被ばく医療支援センター】</p> <p>福島事故の経験と反省を踏まえ、以下の方針で業務運営を行う。</p> <p>1 拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療</p> <p>対応要員の確保及び診療に必要な施設・設備の適切な維持管理・充実に努める。</p> <p>2 拠点病院等に対する必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣</p> <p>ニーズに応じて随時支援や派遣ができるよう、対応要員の確保に努める。</p>

**3 原子力災害時における甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員派遣調整等の
立地道府県が行う原子力災害対策への協力**

ニーズに応じて随時自施設からの派遣や協力依頼に対応できるよう、対応要員の確保及び必要な資機材の適切な維持管理・充実に努める。

4 立地道府県に対する技術的専門的な助言・支援

各立地道府県の原子力防災訓練等の機会に実践的な助言を行い、有事に備える。

5 拠点病院や協力機関に対する高度専門的な教育研修の実施

各年度、原子力災害医療中核人材研修(受講者:各回 20 名想定)を2回、甲状腺簡易測定研修(受講者:20 名想定)を1回実施し、計画的な人材育成に努める。

(申請施設名：国立大学法人広島大学)
広島大学放射線災害医療総合支援センター業務方針 [2022 年度]

1. 作成者 (担当)

部	署	放射線災害医療総合支援センター
事業責任者		放射線災害医療総合支援センター長 神谷研二
事務担当		放射線災害医療総合支援センター主幹 東 久哉

2. 業務方針

原子力災害時の医療体制の整備を継続し実効性を確保するため、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の業務を実施する。

(1) 原子力災害医療体制の維持

①医療体制等の維持・整備 (医療、人材、施設、設備及び備品等)

事務局長及び事務局員を配置し、支援センターとして必要な被ばく医療体制や施設、設備、備品等について整備し、医療体制や衛星電話等の通信機器、研修用資機材等の保守・校正に努める。

また、原子力災害時においても利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を平時より整備、維持し、国、他の支援センター、担当地域内の12府県等と情報を共有できる体制を整えるため統合防災ネットワークシステムを借用し、適正に管理する。

平時においても情報・課題の共有、対策・検討及び運営に係る打合せ等を定期的実施する。

②「専門家」及び「原子力災害医療派遣チーム」の配置等

支援センターとして「専門家」及び「原子力災害医療派遣チーム」を配置し、国、立地道府県等、原子力災害拠点病院等からの要望に応じて派遣できる体制を整える。

③「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整体制の整備

平時より担当12府県における「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療派遣チーム」等の情報を収集し、原子力災害発生時は、「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整・活動支援 (派遣者の属性・力量などからチーム編成に関する助言や情報提供など) を実施する。

(2) 教育研修・訓練

①自施設職員の研修、訓練の実施等

- ・全職員に対する放射線及び放射線影響に関する教育研修の実施
- ・「原子力災害医療派遣チーム」構成員等に対する人材育成の実施
- ・原子力災害に関係する職員に対する定期訓練の実施
- ・基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修の受講
- ・最新の知見等を得るため放射線や災害対応に関連する会議や学会、研修会等に参加

②高度専門的な教育研修の実施

- ・原子力災害拠点病院の中核人材等に対し原子力災害医療中核人材研修の実施
- ・甲状腺簡易測定研修の実施
- ・原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するため専門研修の実施

③国及び地域の原子力災害防災訓練・研修への参加及び助言・指導

国又は立地道府県等が開催する訓練や研修に参加し、原子力災害医療に係る要請等がある場合には助言・指導等を通じて支援する。

(3) 原子力災害医療関係ネットワークの構築

①地域の原子力災害医療関係ネットワーク

- ・地域原子力災害医療連携推進協議会（北陸・中部・近畿地区）の開催
- ・地域原子力災害医療連携推進協議会（中国・四国地区）の開催
- ・担当 12 府県原子力災害医療調整官準備会合を開催予定
各府県の原子力災害医療調整官間の連携強化を模索
- ・担当 12 府県原子力災害医療事務担当者意見交換会を開催予定
行政担当者、原子力災害拠点病院事務担当者等の情報交換の場をつくる

②全国の原子力災害医療関係ネットワーク

基幹高度被ばく医療支援センターが開催する全国原子力災害医療連携推進協議会に参画し協力する。

③原子力災害医療専門家のネットワーク

基幹高度被ばく医療支援センターが開催する医療部会、線量評価部会、研修部会等に参画し協力する。

④地域ネットワーク構築支援

担当府県が開催する関係者によるネットワーク会合に参加し、原子力災害医療に係る助言・指導等を通じて支援し、担当 12 府県及び原子力災害拠点病院等との連携体制を構築。

⑤立地県と隣接府県との連携体制を構築するネットワーク会合の実施

- ・4 府県ネットワーク会合（福井県、岐阜県、滋賀県、京都府）の開催
特に府県境を越えた傷病者搬送や防災部局との連携強化が課題
- ・石川県・富山県の人的連携ネットワーク準備会合を開催予定

立地県と隣接県との関係者による課題等の協議の場をめざす
・ 島根県・鳥取県の人的連携ネットワーク準備会合を開催予定
立地県と隣接県との関係者による課題等の協議の場をめざす

(申請施設名：国立大学法人 長崎大学)

業務方針 [2022 年度]

1. 作成者 (担当)

部 署	原子力災害対策戦略本部
事業責任者	本部長 中尾 一彦
事務担当	事務局長 高比良 治

2. 業務方針

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの業務方針については、以下のとおりとする。

○原子力災害時、学内における対応体制の維持、強化

原子力災害時は、長崎大学原子力災害対応マニュアルに基づき、長崎大学長、原子力災害対策戦略本部長以下、構成員各々が既定の対応を円滑に実施するものとする。

(原子力災害医療派遣チーム派遣調整・専門家派遣等)

原子力災害時において、原子力災害が発生した道府県(以下、「被災道府県等」という。)等からの要請に基づき、非被災道府県から派遣される原子力災害医療派遣チーム(以下、「派遣チーム」という。)の派遣調整を行うと共に現地情報の提供等の活動支援も行う。

併せて、本学においても派遣チームを編成し、国及び被災道府県等の派遣要請に備える。

なお、被災県が九州地域の場合は、被災県の県原子力災害対策本部に本学の原子力災害医療の専門家を直ちにリエゾンとして赴かせ、原子力災害医療調整官に対し、専門的助言等の支援を行う。

また、要請があった場合は、九州内立地県等の甲状腺被ばく線量モニタリング測定要員の派遣調整及び放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の線量評価等に関する知識を有する線量評価チームの派遣も行う。

(被ばく傷病者の診療)

原子力災害時、原子力災害拠点病院(以下、「拠点病院」という。)では対応できない長期的かつ高度専門的治療を要する被ばく傷病者並びに除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が出来る専門家の派遣等を行う。

(線量評価)

拠点病院あるいは本学で受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的線量評価を行う。また平時から放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を構築する。

○人材育成への取組

(教育研修、訓練の実施・参加)

本学自施設職員(医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員)に対し原子力災害医療に関する研修、訓練を定期的実施すると共に基幹高度被ばく医療支援センターが開催する高度専門研修を受講させ、高度専門的人材の確保、育成を行う。また拠点病院、原子力災害医療協力機関(以下、「協力機関」という。)に対し、原子力災害医療に関する以下の専門的な研修を毎年度実施し、原子力災害医療の知識を持ち、且つ、実働にも耐えうる人材の増員に資するよう尽力する。

- ・原子力災害医療中核人材研修 2回
- ・原子力災害医療甲状腺簡易測定研修 4回以上
- ・原子力災害医療派遣チーム研修 2回以上

併せて、九州内の立地県等が開催する訓練では、自治体、拠点病院、協力機関が連携する、より有事に近い想定での実働訓練の企画立案に助言、支援を行い、参加する。

○道府県、他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院等との連携構築

(立地道府県等との連携体制構築)

九州内において、原子力災害発生時に円滑に対処できるよう、平時から地域独自の事情を踏まえつつ、現実的な支援体制の確立を目指し、立地県等の地方公共団体担当者及び拠点病院、協力機関との顔が見える連携協力体制の構築に努める。

具体的な取組みとして、実効性ある原子力災害医療体制構築に向けて、地域毎の医療体制把握や特性を考慮した検討が必要であることを鑑み、立地・隣接県別に地域連携部会を四半期毎に開催し、関係する地方公共団体、拠点病院、協力機関等の担当者が一同に参加し、忌憚りの無い意見交換会を開催している。

一例として、令和4年度改正の「原子力災害対策指針」で新たに、「立地道府県等は、協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、以下に示す甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。」ことが示された。これを受け、立地・隣接県毎の甲状腺被ばく線量モニタリング体制の構築を目指すにあたり、その第一段階として、必要な測定要員等の算出を試み、今後、各県で実施体制について検討するにあたり、議論の参考及び端緒となることを目論んでいる。

地域連携部会で得られた課題や懸案は、協議事項として設定し、九州地区地域原子力災害医療連携推進協議会で地域内関係者間の協議を行い、課題や懸案の共有化を図り、もって九州地区

立地県相互が有事を想定した実効性ある協力支援体制構築の一助となること及び相互支援の気運醸成となることを目指す。

なお、九州地区立地県等が各々主催する原子力災害医療ネットワーク検討会へ本学からも委員として参加し、地域毎の実態やニーズを踏まえた原子力災害対策支援協力を行う。

特に鹿児島県原子力災害医療ネットワーク検討会では川内地区医療関係者が中心となり、新たにワーキンググループ設置し、搬送、汚染検査・線量評価、除染、治療といった一連の流れの中での実際の体制や想定した負傷者数に基づく医療体制、協力機関との連携などを具体化し、原子力災害時の医療の在り方等を協議することとなった。これについては、本学も支援センターとして支援協力を厚めに行うことを申し伝えており、了承されている。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構主催の全国原子力災害医療連携推進協議会に参加し、全国の拠点病院との連携及び協力体制を強化するため、全国的な規模の関連医療機関とのネットワーク構築を目指す。

(他支援センターとの連携)

国指定の他の原子力災害医療・総合支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センターと密接な相互連携・協力体制を取り、有事に備え、原子力災害に対応出来る連携体制構築に尽力するものとする。

○原子力災害医療に関する情報発信

国の原子力災害対策についての取り組みや情報等を参加した会議等から可能な限り収集し、得られた情報等を本学原子力災害対策戦略本部ホームページを活用し、立地道府県等、拠点病院、協力機関へ向けて、積極的な情報発信を行い、原子力災害医療関係者や地域住民等の意識醸成を積極的に図るものとする。

1. 作成者（担当）

（申請施設名：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）		
業務方針 [2022 年度]		
部	署	量子生命・医学部門 放射線医学研究所
事業責任者		放射線医学研究所長 山下 俊一
事務担当		基幹高度被ばく医療支援センター事務局長 三嶋 武

2. 業務方針

<p>○原子力災害時の量研内における対応体制の維持、強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害等発生時の対応全般について、量研の原子力災害等対策規程等に則り、基幹高度被ばく医療支援センターの中核を担う放射線医学研究所が中心となり、機構の他部門、及び協力協定病院と協力して引き続き緊急時に即応できる対応体制を維持、強化する。 ・原子力災害等対策本部の構成員の見直し、業務継続計画に基づく参集要員(拠点から概ね 9km 圏内居住者)の指定を行うとともに、定期的を実施している原子力災害対応訓練に加え、活動拠点が被災した状態を想定した訓練を実施する。 <p>○中心的・先導的な役割の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度被ばく医療支援センター連携会議の運営を主導し、着実な中核人材研修事業の推進をはかり、当該会議に新たに研修部会等を設置し、補助事業「原子力災害医療等実効性確保事業」の研修全般の在り方を討議する体制を構築するとともに、カリキュラムやテキストの改善等を含め、研修事業の更なる高度化を牽引する。 ・新研修体系及び研修管理システムの運用が1年経過したこと、前項に記載した研修体系を見直す枠組みを整備したことなどについて積極的な周知を行うとともに、研修等の在り方を中心に原子力災害医療体制に係る立地道府県、拠点病院等からの意見の吸い上げ等に努める。 <p>○人材育成への貢献に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に上記事業の補助金により採用した高度専門人材等について、原子力災害医療に係る基盤的な知識習得段階から、各人の職種や特性等についても配慮しつつ、更なる専門性の向上に努める。 ・コロナ禍の教訓、DXによる業務の効率化も念頭に、研修管理システムの改修による利便性向上を目指し原子力規制庁及び各支援センターと協議をしつつ、原子力災害医療基礎研修の e-learning 化等についての検討を進める。 <p>○道府県、他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院等との連携構築</p>
--

- ・地域及び全国「原子力災害医療連携推進協議会」において、原子力災害医療体制構築において、量研が行っている中核的・先導的な取組みを紹介するとともに、必要に応じて、各支援センター及び立地道府県等に対し、新研修体系及び研究管理システムの説明会等の実施を検討する。
- ・高度専門人材の人材育成及びネットワークの一環として、他の支援センターが主催する中核人材研修等への参加や他のセンターへの中長期の出張による人材交流を行う。
- ・基幹の高度被ばく医療業務を支える協力協定病院との連携強化を継続維持し、研修訓練等を行う。

○原子力災害医療に関する情報発信

- ・令和3年度に整備した「被ばく医療診療手引き(pdf版)」についての情報展開・周知に努めるとともに、冊子化を行い、全国の中核人材研修での副読本としての配布などにより、中核人材研修の受講生の拡大と当該手引きの周知・啓蒙に努める。
- ・新たに設置した研修部会で討議され、支援センター連携会議で決定された事項については、原子力災害医療に関わる多くの組織や人材に関係する内容であることから、適時・的確な情報発信に努める。

○特記事項：

(1)「高度専門人材の育成に関して」

- ・高度専門人材の育成に関しては、量研として、ひいては我が国の原子力災害医療を今後発展させていく上で、極めて重要な使命であると認識しており、以下の2つの方針を強く念頭において取組みを行う。
 - サーバントリーダーシップによる丁寧かつ意識付けに重点をおいた育成
 - キャリア形成のモデルづくりを意識した、人材交流等の実践。

(2)「患者受入機能の体制整備及び強化に関して」

- ・量研は、総合病院としての機能を有さないため、放射線被ばくを伴うさまざまな傷病者への対応のため、近隣の総合病院（大学病院7、国立病院機構1）と協力協定を締結し、万一の事態を想定して放射線被ばくを伴う傷病者対応の研修・合同訓練を毎年行ってきた。コロナ禍で一時中止していたがこれを再開する。また、協力協定病院でもある千葉大学医学部附属病院と締結した「緊急被ばく医療業務実施に係る協定書」に基づき、被ばく医療に係る平時からの協力体制を念頭に同大構内に設置した量研・放医研の活動拠点「千葉亥鼻分室」を中核として、更なる連携強化を図る。

以上

原子力災害対策指針（抜粋）

第2 原子力災害事前対策

（7）原子力災害時における医療体制等の整備

① 原子力災害医療の実施体制

[略]

（i）国

- ・国は、次に示す役割を担う医療機関等を指定又は登録するための要件（以下「指定要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

[略]

➤ 原子力災害医療・総合支援センター：

原子力災害医療・総合支援センターとは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

➤ 高度被ばく医療支援センター：

高度被ばく医療支援センターとは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

➤ 基幹高度被ばく医療支援センター：

基幹高度被ばく医療支援センターとは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

- ・国は、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターについて、指定要件に基づき指定をすること。なお、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうちの機関を基幹高度被ばく医療支援センターとして指定をすること。また、おおむね3年ごとに、指定された原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に合致していることを確認すること。さらに、他の医療機関等が指定要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

[略]

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件

平成 27 年 5 月 15 日

(名称：原子力災害拠点病院等の施設要件)

平成 27 年 6 月 19 日一部改正

平成 30 年 7 月 25 日全部改正

令和 4 年 4 月 6 日全部改正（名称変更）

原子力規制庁

目次

はじめに	1
第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割	3
1 原子力災害拠点病院.....	3
2 原子力災害医療協力機関.....	3
3 原子力災害医療・総合支援センター.....	3
4 高度被ばく医療支援センター.....	4
5 基幹高度被ばく医療支援センター.....	4
第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方	5
1 指定・登録.....	5
（1）立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関.....	5
（2）国の役割及び国が指定を行う機関.....	5
2 住民等への周知.....	6
3 指定・登録の取消し.....	6
4 指定要件の見直し.....	6
第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件	7
1 原子力災害拠点病院.....	7
（1）基本的な要件.....	7
（2）医療体制等.....	7
（3）施設、設備等.....	8
（4）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	9
（5）原子力災害医療派遣チームの配置等.....	10
（6）その他.....	10
2 原子力災害医療協力機関.....	11
（1）基本的な要件.....	11
（2）医療体制等.....	11
（3）施設、設備等.....	11
（4）研修、訓練の実施.....	11
（5）関係機関等への連携体制等.....	11
（6）他の立地道府県等への派遣体制.....	12
（7）その他.....	12
3 原子力災害医療・総合支援センター.....	13
（1）医療体制等.....	13
（2）施設、設備等.....	13
（3）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	13
（4）原子力災害医療派遣チームの配置等.....	14

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整.....	14
(6) その他.....	15
4 高度被ばく医療支援センター.....	16
(1) 医療体制等.....	16
(2) 施設、設備等.....	17
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	17
(4) その他.....	18
5 基幹高度被ばく医療支援センター.....	19
(1) 基本的な要件.....	19
(2) 医療体制等.....	19
(3) 施設、設備等.....	19
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	19
(5) その他.....	20

はじめに

我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。

このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等の施設要件」という。）を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針（平成27年原子力規制委員会告示第11号）が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。）、「原子力災害医療協力機関」（以下「協力機関」という。）、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び立地道府県等は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、拠点病院及び協力機関が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

続く令和3年度の見直しでは、前回と同様の調査検討に加え、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の取りまとめの結果等を踏まえた見直しを行うこととした。具体的には、「基幹高度被ばく医療支援センター」の役割の強化を行うとともに、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係る機能について明確に規定し、また業務継続計画（Business Continuity Planning：BCPをいう。以下同じ。）の整備を追加することとした。さらに、拠点病院等の施設要件の名称を「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」と改め、それぞれの施設に求められる役割等を別立てにし、要件の位置付けを整理

した。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割

1 原子力災害拠点病院

拠点病院は、原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。

さらに、原子力災害が発生した立地道府県等において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成¹する。

上記の診療等に加え、避難退域時検査²において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベルを超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県等が実施する原子力災害対策に協力する。

また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。

2 原子力災害医療協力機関

協力機関は、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等）に協力する。

3 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。

また、平時から原子力災害医療派遣チーム構成員の養成を行うほか、地域や全国の拠点病院等との連携及び協力体制を強化するため、全国的な規模の関連医療機関とのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築し、情報交換等を行う。

さらに、拠点病院等が業務継続計画を整備するために必要な支援を行う。

なお、原子力災害医療・総合支援センターとして複数の機関が指定される場合には、効果的な派遣調整を行うため、担当地域を設けるものとする。

¹ 原子力災害医療派遣チームは、被災道府県の原子力災害医療調整官の要請に基づき、原子力災害医療・総合支援センターによる派遣調整を踏まえ、被災道府県内の拠点病院での活動を基本として救急医療等を行う。なお、活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領（平成29年3月29日 原子力規制庁放射線防護企画課）」に記載している。

² 詳細については、原子力災害対策指針に記載している。

4 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない³高度専門的な治療を必要とする傷病者（長期的な治療が必要な傷病者を含め、これらの傷病者を「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣等を行う。

また、拠点病院や協力機関に対して、専門的な教育研修等を実施するとともに、立地道府県等に対しては、平時から技術的専門的な助言や支援を行い、原子力災害時には甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整等の立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関が指定される場合であっても担当地域は設けず、いずれの立地道府県等に対しても対応する。

5 基幹高度被ばく医療支援センター

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療や高度専門的な線量評価等を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。なお、人材育成については、将来のリーダーとなり得る高度専門人材の継続的な確保を図る。

また、高度被ばく医療支援センターで実施する専門的な教育研修に加え、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修を行う。

このほか、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターと協力して高度専門人材の育成支援（研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等を含む。）を行う。

³ 拠点病院では対応ができない、又は対応が困難な症例として、アクチニドによる内部被ばく、急性放射線症候群等が考えられる。

第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方

1 指定・登録

(1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、これら施設の役割や原子力災害時における対応体制等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から拠点病院、協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努める。あわせて、拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努める。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、次章に規定する「原子力災害拠点病院等の指定要件（以下「指定要件」という。）」に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、拠点病院を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3か所程度の医療機関を指定する。

なお、複数の医療機関が連携して拠点病院の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能である。その場合は、グループとして指定された拠点病院のうち、立地道府県等が定める基準に従い、中心的な業務を実施するものとして「基幹原子力災害拠点病院」を指定する。

【原子力災害医療協力機関】

立地道府県等は、指定要件に基づき、立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力できる協力機関を積極的に募集し、登録（リスト化）する。

なお、医療機関（病院、診療所等）と、医療機関以外の機関（研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等）で事情が異なる場合もあることから、それぞれの機関からどのような協力を得ることができるかをあらかじめ明確にしておく必要がある。

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との情報交換等を行うとともに、立地道府県等や拠点病院等への支援は両センターを通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切に両センターが対応できるように支援する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

国（原子力規制委員会）は、原子力災害医療・総合支援センターについて募集を

行い、指定を希望する申請があった場合には、指定要件を満たしているかを確認の上、指定する。

【高度被ばく医療支援センター】

国（原子力規制委員会）は、高度被ばく医療支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、指定要件を満たしているかを確認の上、指定する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

2 住民等への周知

拠点病院、協力機関のうち、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行う医療機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）は、指定又は登録を受けた場合、速やかに施設内の見やすい場所に指定又は登録を受けている旨を掲示することによって、住民等に対して原子力災害時において傷病者の受入れを行う旨を周知する。

3 指定・登録の取消し

立地道府県等は、指定又は登録を行った拠点病院及び協力機関が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね3年ごとに要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定又は登録を取り消すものとする。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに指定要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消す。

4 指定要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね3年ごとに指定要件の見直しを検討する。

第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件

各機関の要件は以下のとおりとする。

1 原子力災害拠点病院

(1) 基本的な要件

立地道府県等が指定する災害拠点病院であること又は災害拠点病院に準ずるものとして立地道府県等が認めた施設であること。

(2) 医療体制等

① 診療機能等

【救急医療の提供体制】

A) 汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有すること。

【被ばく医療の提供体制】

B) 被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有すること。

【救急医療と被ばく医療の連携体制】

C) 救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有すること。

② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携

A) 協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うことができる体制を有すること。

B) 被ばく傷病者等の状態に応じ、関係機関と連携して、他の拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへ患者を搬送できる体制を有すること。

C) 他の立地道府県等内に設置されている拠点病院等から派遣された原子力災害医療派遣チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者⁴】

A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等⁵を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な

⁴ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや診療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

⁵ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

研修⁶を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

C) 次の要件を満たすこと。

- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- ・ 被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- ・ 放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・ 線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う技能を有する者を1名以上配置すること。
- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(3) 施設、設備等

① 施設等

- A) 原則として、除染を行うために必要な除染室を有すること⁷。
- B) 被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有すること⁸。
- C) 被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有すること⁹。

【災害拠点病院ではない場合】

- D) 災害拠点病院以外の施設が指定される場合は、以下の施設等を有することが望ましい。
 - ・ 耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設
 - ・ 自家発電機等及び3日分程度の燃料
 - ・ 適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定の締結等
 - ・ 病院敷地内のヘリコプターの離着陸場又は病院近接地において非常時に

⁶ 原子力災害医療に関する専門的な研修とは、高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を指す。

⁷ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等（除染テントを含む。）を養生することにより除染が行える体制を有すること。

⁸ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより救急処置等が行える体制を有すること。

⁹ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより入院治療が行える体制を有すること。

使用可能な離着陸場

② 設備、備品等

救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等が整備されていることに加え、次の要件を満たすこと。

- A) 医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有すること。
- B) 処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有すること。
- C) 体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること。
- D) 内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること¹⁰。
- E) 被ばくの診療に必要な設備及び医薬品を有すること¹¹。
- F) 除染するために必要な資機材を有すること。
- G) 汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備を有すること¹²。
- H) 災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有すること。

(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的実施すること。
- B) 管轄内の協力機関の職員等の自施設以外の関係者に対する研修を定期的実施すること、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的訓練を行うこと。
- B) 立地道府県等が実施する訓練に拠点病院として参加すること。
- C) 立地道府県等が国と協同して行う訓練に拠点病院として参加するように努めること。

③ 地域連携ネットワークの構築

立地道府県等と協力し、協力機関等との地域連携ネットワーク会議等を定期的開催して連携を図ること¹³。

④ 立地道府県等との連携

立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

¹⁰ 他の拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は整っているものとみなす。

¹¹ 医薬品については放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等が該当するが、高度被ばく医療支援センター等における診療の提供を受けられる体制が構築されている場合は整っているものとみなす。

¹² あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に、一時的に保管できる体制を有すること。

¹³ 当該立地道府県内で他の拠点病院が地域連携ネットワーク会議等を実施し連携を図っている場合であって、地域連携ネットワーク会議等に協力、支援を行う場合は整っているものとみなす。

(5) 原子力災害医療派遣チームの配置等

① 配置、資質等

- A) 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護要員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療派遣チームを編成すること。
- B) 災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有すること¹⁴。また、放射線防護要員は、放射線測定に関する技術を有すること。

② 装備等

- A) 救急医療及び災害医療に必要な資機材を有すること。
- B) 放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等を有すること¹⁵。
- C) 原則として、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有すること¹⁶。

(6) その他

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施するよう努めること。

¹⁴ 原子力災害医療派遣チームの構成員養成として、原子力災害医療・総合支援センターが実施する「原子力災害医療派遣チーム研修」を受講すること。

¹⁵ ただし、緊急時、他施設から調達できる場合は整っているものとみなす。

¹⁶ 応急用医療資機材、放射線防護に必要な防護具、資機材、測定機器等の搭載が可能な車両が望ましい。

2 原子力災害医療協力機関

(1) 基本的な要件

次に掲げる7項目の要件のうち、1項目以上の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- B) 国又は立地道府県等からの指示に基づき、避難住民等に対し、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員を保有し、その派遣体制を有すること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを編成し、その派遣体制を有すること。
- D) 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- E) 国又は立地道府県等からの指示に基づき、避難住民等に対し、避難退域時検査を実施することができる検査要員を保有し、その派遣体制を有すること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

(2) 医療体制等

上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件を満たすために必要な人員等が配置されていること。

なお、上記(1)のうち、A、C及びDに関する医療従事者等の配置については、「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ③医療従事者等の配置」及び「1 原子力災害拠点病院 (5) 原子力災害医療派遣チームの配置等 ①配置、資質等」を参考にすること。

(3) 施設、設備等

上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件を満たすために必要な施設、設備等が整備されていること。

なお、上記(1)のうち、A、C及びDに関する施設、設備等の整備については、「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」、「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」及び「1 原子力災害拠点病院 (5) 原子力災害医療派遣チームの配置等 ②装備等」を参考にすること。

(4) 研修、訓練の実施

- A) 自施設の原子力災害対策に関係する所属職員に対し、教育研修を定期的に行うこと、又は立地道府県等若しくは拠点病院等が行う研修に参加させること。
- B) 自施設の原子力災害対策に関係する所属職員に対し、訓練を定期的に行うこと、又は立地道府県等若しくは拠点病院等が行う訓練に参加させること。

(5) 関係機関等への連携体制等

- A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。
- B) 拠点病院が構築する地域連携ネットワークに積極的に参画すること。

(6) 他の立地道府県等への派遣体制

- A) 上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件のうち、Cの派遣体制については、他の立地道府県等にも要員を派遣できる体制を整備すること。
- B) 上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件のうち、B、D及びEの派遣体制については、他の立地道府県等にも要員を派遣できる体制の整備に努めること。

(7) その他

上記(1)に示す協力機関に求められる基本的な要件のうち、Aの医療機関については、

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施するよう努めること。

3 原子力災害医療・総合支援センター

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目を満たすこと。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 拠点病院等へ原子力災害医療派遣チーム等を派遣できる体制を有すること。
- B) 拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ③医療従事者等の配置」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

【派遣調整業務従事者】

- A) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員が確保されていること。
- B) 平時から、拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要な人員が確保されていること。

(2) 施設、設備等

① 施設

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」に掲げる要件に加え、教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備を有すること。
- B) 拠点病院等との通信ネットワーク設備を有すること。
- C) 原則として、確実な派遣実施のため、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務等を実施又は対応できる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的実施すること。
- B) 高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設

の職員に定期的に受講させること。

② 訓練

- A) 自施設の原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 自施設において、定期的に派遣調整訓練を行うこと。
- C) 拠点病院等からの要請により、拠点病院等が実施する派遣訓練や業務継続計画に基づく訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- D) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関係する者による情報交換等のための会合を定期的に開催又は協力すること。
- B) 拠点病院等の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築すること。
- C) 高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、線量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力すること。

④ 原子力災害拠点病院等に対する支援

- A) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修を行うこと。
- B) 地域の拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等の支援を行うこと。
- C) 拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための助言等を行うこと。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

「1 原子力災害拠点病院 (5)原子力災害医療派遣チームの配置等」に加え、放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の線量評価等に関する知識を有する者を配置すること。

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整

- A) 原子力災害時において、原子力災害が発生した立地道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う体制を有すること。
- B) 原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有すること。
- C) 平時においては、拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有すること。

(6) その他

- A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備すること。
- C) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- D) 原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定すること。

4 高度被ばく医療支援センター

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「1 原子力災害拠点病院 (2) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有すること。
- B) 除染が困難(複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療(急性放射線症候群の診療を含む。)を提供できる体制を有すること¹⁷。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有すること。
- B) 拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価(スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等)を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者¹⁸】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等¹⁹を受講していること。

【原子力災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- B) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 除染が困難(複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

- C) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
 - ・ 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置す

¹⁷ 高度被ばく医療支援センター(基幹高度被ばく医療支援センターを含む。)又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、体制が整っているものとみなす。

¹⁸ 施設内において、被ばく傷病者等の受入れや診療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

¹⁹ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

ること²⁰。

- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設、設備等

① 施設

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有すること。
- B) 急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有すること²¹。
- C) 教育研修、訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「1 原子力災害拠点病院 (3) 施設、設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目²²に加え、次の設備、備品等が整備されていること²³。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有すること²⁴。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務等を実施又は対応できる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 拠点病院や協力機関等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する専門的な教育研修を行うこと。
- B) 拠点病院や協力機関等の中核人材等に対し、専門的な教育研修を行うこと。
- C) 立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援を行うこと。
- D) 基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく

²⁰ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による生物学的線量評価等）を実施できる者が配置されていること。

²¹ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

²² ただし、注釈10、11、12は適用しない。特に、医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

²³ 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²⁴ 基幹高度被ばく医療支援センター又は他の高度被ばく医療支援センターとの間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力すること。

E) 高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を自施設職員に定期的に受講させること。

② 訓練

A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。

B) 拠点病院からの要請により、拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行うこと。

C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 専門家ネットワークの構築

A) 被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを構築すること。

B) 放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築すること。また、専門家との情報交換等のための会合を定期的で開催（基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力）すること。

C) 原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関係する者による情報交換等のための会合に協力すること。

④ 立地道府県等との連携

A) 甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができること。

B) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

(4) その他

A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療や線量評価に関する専門家を派遣する体制を有すること。

B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行うことができること。

C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。

D) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備すること。

E) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

F) 高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定すること。

5 基幹高度被ばく医療支援センター

(1) 基本的な要件

高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たした上で、次の要件を満たすこと。

(2) 医療体制等

① 診療機能等

- A) 重篤な被ばく患者に対して、診療を提供できる体制を有すること。
- B) アルファ核種等による高度専門的な線量評価（バイオアッセイ法、染色体分析等）を実施できる体制を有すること。

② 高度被ばく医療支援センター等との連携

- A) 高度被ばく医療支援センターで提供される診療に協力できる体制を有すること。
- B) 原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに対して専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

- A) 重篤な被ばく患者に対する高度専門的な診療に関する知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- B) 重篤な被ばく患者に対する線量評価（バイオアッセイ法、染色体分析等）の知識及び技能を有する専門人材を1名以上配置すること。

④ 研究開発及び人材育成

- A) 重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究を行う体制を有していること。
- B) 重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に対応できる高度専門人材の確保、育成を行う体制を有していること。

(3) 施設、設備等

アクチニドを含む重篤な被ばく線量評価（特に内部被ばく）のために必要な機器及び資機材を有すること。

(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

① 教育研修

- A) アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）等の高度専門的な教育研修を提供できる体制を有すること。
- B) 指定後速やかに原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を定期的に行うこと。

- C) 原子力災害医療に関する研修情報等を一元管理すること。また、そのための事務局を有すること。
- D) 立地道府県等又は拠点病院が行う原子力災害医療に関する基礎的な研修や実践的な研修及び原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センターが行う高度専門的な研修カリキュラムや資料の作成・見直し並びにこれらの研修を行う講師の養成等の支援を行う体制を有する²⁵こと。
- E) 作成したカリキュラム、資料等について、拠点病院等に提供できる体制を有すること。

② 専門家ネットワークの構築

指定後速やかに放射線防護対策や線量評価等に関する専門家との全国的な連携、協力体制を平時から構築し、情報交換のための会合を定期的を開催すること。

(5) その他

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備²⁶すること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- C) 基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針²⁶を策定すること。

²⁵ これらの支援は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターと協議の上、実施するものとする。

²⁶ 基幹高度被ばく医療支援センターの業務継続計画及び業務方針の策定をもって、高度被ばく医療支援センターの業務継続計画及び業務方針の策定を満たすものとみなす。

附 則

この施設要件は、平成27年8月26日から適用する。

附 則

この施設要件は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この指定要件は、令和4年4月6日から適用する。

【参考1】 拠点病院が整備する備品、資機材の例

<ul style="list-style-type: none">○ 放射線測定器<ul style="list-style-type: none">・ 個人線量計・ GM サーベイメータ・ NaI シンチレーションサーベイメータ・ 電離箱式サーベイメータ・ ホールボディーカウンタ・ 甲状腺モニタ
<ul style="list-style-type: none">○ 除染用資機材（個人防護具は汚染拡大防止用資機材にまとめて例示する）<ul style="list-style-type: none">・ 滅菌ドレープ（複数のサイズ）・ ガーゼ・ 洗浄用ボトル・ ディスポゾウム・ 撥水オイフ（複数のサイズ）・ 膿盆・ ビニール袋（複数のサイズ）・ 養生用テープ・ 石けん・ ボディソープ・ シャンプー・ 中性洗剤・ ビニールシート・ ろ紙シート
<ul style="list-style-type: none">○ 汚染拡大防止用資機材<ul style="list-style-type: none">・ ビニール袋（複数のサイズ）・ ビニールシート・ 養生用テープ・ ろ紙シート・ タイベックスーツ・ ゴム手袋・ サージカルマスク・ 微粒子用マスク（N95 規格）・ ディスポ帽子・ ゴーグル・ 靴カバー・ ディスポ手術衣

【参考2】原子力災害医療派遣チームの装備品の例

○ 通常の医療に必要な医療資機材
○ 放射線測定器 <ul style="list-style-type: none"> ・ GM サーベイメータ ・ NaI シンチレーションサーベイメータ（主にスタッフ防護のため） ・ 電離箱式サーベイメータ（主にスタッフ防護のため） ・ 個人線量計（主にスタッフ防護のため）
○ 除染用資機材（個人防護具は汚染拡大防止用資機材にまとめて例示する） <ul style="list-style-type: none"> ・ 滅菌ドレープ（複数のサイズ） ・ ガーゼ ・ 洗浄用ボトル ・ ディスポゾニ ・ 撥水オイフ（複数のサイズ） ・ 膿盆 ・ ビニール袋（複数のサイズ） ・ 養生用テープ ・ 石けん ・ ボディソープ ・ シャンプー ・ 中性洗剤 ・ ビニールシート ・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニール袋（複数のサイズ） ・ ビニールシート ・ 養生用テープ ・ ろ紙シート ・ タイベックスーツ ・ ゴム手袋 ・ サージカルマスク ・ 微粒子用マスク（N95 規格） ・ ディスポ帽子 ・ ゴーグル ・ 靴カバー ・ ディスポ手術衣
○ 安定ヨウ素剤（チーム要員のため）
○ 通信回線 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星回線 ・ 専用回線 FAX ・ 専用回線有線電話
○ その他、自らの活動を実施するために必要な通信機器、移動車両、食料等